

標題

FuelEU Maritime 規則で要求される FuelEU モニタリングプラン等について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-1329

発行日 2024年7月29日

各位

ClassNK テクニカルインフォメーション No.TEC-1308(2023年10月3日発行)にてご案内のとおり、船舶で使用する燃料の脱炭素化の促進を目的とした EU 規則である「FuelEU Maritime」規則が発効し、2025年1月1日から開始されます。

この規則により、船籍国に関わらず、2025年1月1日以降に EEA 加盟国<sup>1</sup> 管轄内の港に荷役目的で寄港する総トン数 5,000GT を超える船舶の船舶管理会社 (ISM company) は、船舶が航海及び停泊中に使用するエネルギーの量(燃料の種類及び消費量)をモニタリングし、報告するための方法を定めた「FuelEU モニタリングプラン」を 2024年8月31日までに、検証機関に提出することが要求されます。 提出された FuelEU モニタリングプランは、2024年12月31日までに同検証機関によって検証が実施されます。

今般、当該 FuelEU モニタリングプランのテンプレートを定める施行規則、及び同プランの検証方法に関する施行規則が公表されましたので、その他の最新情報と併せて、お知らせいたします。

### 1. FuelEU モニタリングプランについて

7月29日、FuelEU モニタリングプランのテンプレートを定める施行規則(参考 URL 1)が公表されました。同モニタリングプランについては、THETIS-MRV 上で指定されるフォーマットに沿った形で電子的に検証機関(弊社)に提出することが要求されます。THETIS-MRV における提出方法については、8月上旬に公表される予定とされており、提出方法の詳細が判明次第、ClassNK MRV Portal ユーザー様に別途ご案内させていただく予定です。

なお、FuelEU Maritime 規則の責任主体は、ISM company となります。そのため、FuelEU モニタリングプランも、必ず ISM company からの提出が要求されます。登録船主か ISM company のいずれかが責任主体となる EU-ETS とは異なるためご注意ください。(EU-ETS で提出が求められている委任状は FuelEU Maritime 規則では要求されません。)

また、FuelEU モニタリングプランには、次に示すような情報等を含める必要がありますので、予めご準備をお進めいただくようお願いいたします。

(次頁に続く)

<sup>1</sup> EEA 加盟国: 欧州経済領域。EU 加盟国である 27 か国に加え、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの合計 30 か国。

#### NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

- ・ 個船情報、船主、船舶管理会社 (ISM company) の情報
- ・ 航行中及び着岸中に船上で使用する予定のエネルギー源 (燃料を消費する機器) の情報
- ・ 船上で使用される燃料の種類と使用量をモニタリング・報告するための手順
- ・ 使用エネルギーの Well-to-Tank 及び Tank-to-Wake 排出係数をモニタリング・報告するための手順 (デフォルト値以外の実測値を使用する場合)
- ・ 陸電接続設備の情報 (コンテナ船及び旅客船のみ)
- ・ 停泊中の船内総電力需要の値 (コンテナ船及び旅客船のみ)

なお、FuelEU モニタリングプランの審査・検証プロセスにおいて、検証機関からサイトビジット (Site Visit、現地審査) を受けることが要求されます。同サイトビジットの詳細についても、追ってご案内させていただきます。

## 2. 欧州委員会による FuelEU Maritime 規則に関する Q&A

欧州委員会 (EC, European Commission) が、FuelEU Maritime 規則に関する Q&A を次のページに公開しておりますので、お知らせいたします。

[https://transport.ec.europa.eu/transport-modes/maritime/decarbonising-maritime-transport-fuelEU-maritime/questions-and-answers-regulation-eu-20231805-use-renewable-and-low-carbon-fuels-maritime-transport\\_en](https://transport.ec.europa.eu/transport-modes/maritime/decarbonising-maritime-transport-fuelEU-maritime/questions-and-answers-regulation-eu-20231805-use-renewable-and-low-carbon-fuels-maritime-transport_en)

当該 Q&A において、再生可能燃料や低炭素燃料 (バイオ燃料含む) を使用した場合の GHG 強度の計算に関する明確化が含まれております。同内容について、添付 2 に概説いたします。

## 3. 弊会の対応

弊会では、FuelEU Maritime 規則に対応することになる関係者様向けに、規則内容について概説すると共に、対応のための必要な準備について Q&A 方式で紹介した「FuelEU Maritime 対応に関する FAQ (第 2 版)」を発行しておりますのでお役立てください。

[https://www.classnk.or.jp/hp/pdf/authentication/eumrv/FuelEU\\_faq\\_2\\_j.pdf](https://www.classnk.or.jp/hp/pdf/authentication/eumrv/FuelEU_faq_2_j.pdf)

今後、新しい情報が判明次第、FAQ を更新いたします。

-----

なお、弊会ホームページにおきまして、関連条約の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

掲載場所: トップ > 認証サービス > EU-MRV・UK-MRV 規則 / EU-ETS / FuelEU Maritime

URL: <https://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/eumrv/index.html>

(次頁に続く)

本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 環境部 DCS 部門

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-3025

Fax: 03-5226-3026

E-mail: [dcs@classnk.or.jp](mailto:dcs@classnk.or.jp)

添付:

1. 再生可能燃料や低炭素燃料(バイオ燃料含む)を使用した場合の GHG 強度の計算

参考 URL:

1. [Regulation \(EU\) 2024/2031 of 26 July 2024 on the template for monitoring plans pursuant to Regulation \(EU\) 2023/1805 of the European Parliament and of the Council on the use of renewable and low-carbon fuels in maritime transport, and amending Directive 2009/16/EC](#)

ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-1329

添付 1.

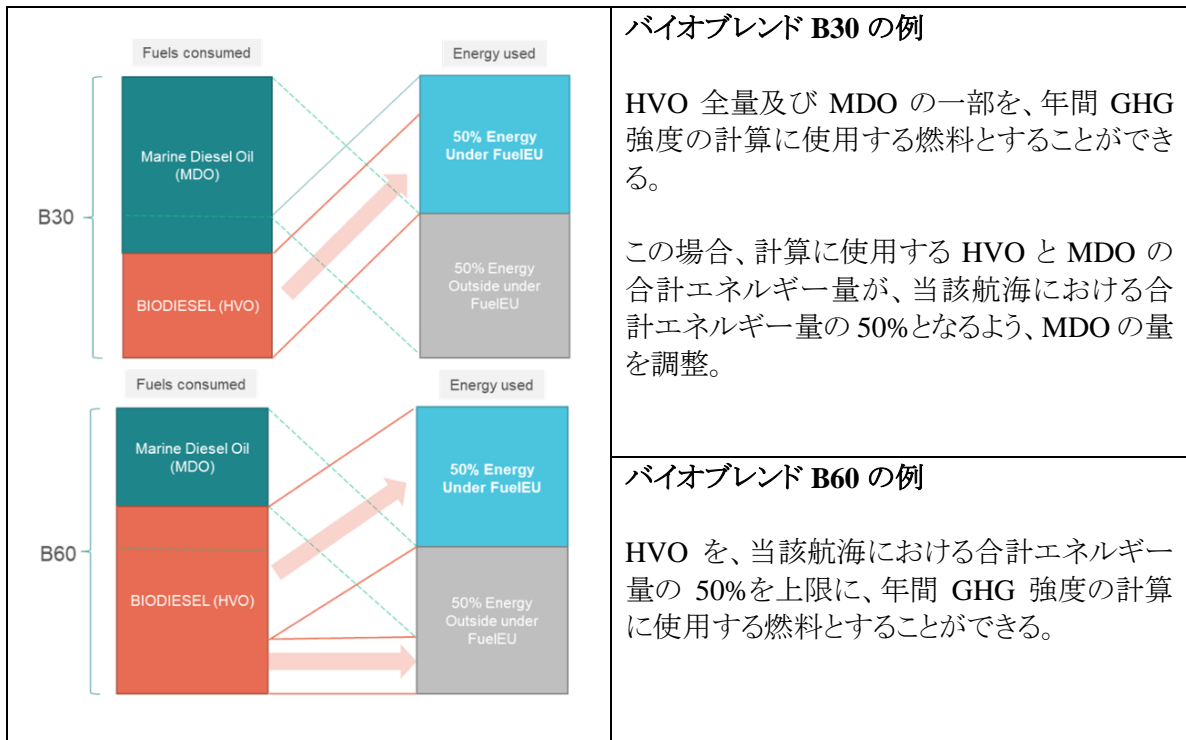
再生可能燃料や低炭素燃料(バイオ燃料含む)を使用した場合の GHG 強度の計算

FuelEU Maritime 規則の GHG 強度規定では、次の航海において使用したエネルギー（単位は[MJ]）を同規定の適用対象としている。

- ① EEA 加盟国の港湾間の航海で使用したエネルギー量の 100%
- ② EEA 加盟国港湾の寄港地内で使用したエネルギー量の 100%
- ③ EEA 加盟国の港湾と EEA 加盟国以外の港湾間の航海で使用したエネルギー量の 50%
- ④ EEA 加盟国の海外領土(Outermost regions)にある寄港地を出港/入港する航海で使用したエネルギー量の 50%

上記③及び④で規定される航海において再生可能燃料やバイオ燃料等の低炭素燃料を使用した場合、同航海で使用したエネルギー量の 50%を上限に、GHG 強度の計算に寄与することができる。

欧州委員会が作成した FuelEU Maritime 規則に関する Q&A においては、船用ディーゼルオイル (MDO)とバイオディーゼル (HVO) のブレンド燃料である B30 及び B60 をそれぞれ使用した場合の例が、以下の通り示されている。



EEA 加盟国の港湾と EEA 加盟国以外の港湾間の航海でバイオ燃料を使用した場合の GHG 強度の計算例

(図の出典: Questions and Answers on Regulation (EU) 2023/1805 on the use of renewable and low-carbon fuels in maritime transport, and amending Directive 2009/16/EC)